



防災組合ニュース

THE BOSAI KUMIAI NEWS

日本防災設備協同組合 ●東京都文京区本郷一丁目15番6号 電話 03-3813-9650(代)

URL <http://nichibou.main.jp/>

事務連絡 nichiboukyou1@io.ocn.ne.jp

営業連絡 nichiboukyou2@dune.ocn.ne.jp

社内回覧

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

5 月度理事会の概要 1

情 報

◎消防法施行令の一部を改正する政令等の概要
月刊フェスク 2013・6 4～12

事務局だより

- ・組合の主な予定 13
- ・組合員情報 13
- ・共済制度について 13
- ・注文は今後も FAX で 13

5 月度理事会兼役員会概要

開催日時： 平成 25 年 5 月 23 日（木）13 時 00～14 時 30 分

開催場所： 東京ガーデンパレス 3 階会議室「橘」

文京区湯島 1-7-5

理事総数： 10 名

出席理事数： 9 名

出席監事数： 2 名

出席相談役： 1 名

（1）理事長挨拶

お忙しい中、ご参集いただきありがとうございます。

本日は、理事会・総会・講演会と長丁場になりますが、宜しくお願いします。それでは只今から、5 月度理事会を開催します。

（2）業務報告

① 事務局運営・渉外

- ・ 5 月 17 日（金）全国消防機器販売業協会総会・懇親会
永井理事長、大塚専務理事、岡野事務局長出席。
- ・ 5 月 29 日（水）神奈川県防災消防協同組合総会・懇親会
永井理事長出席。

② 広報

防災組合ニュース 5 月 10 日号 発行。

③ 教育：特になし。

④ 福利厚生・企画

予定されていた 6 月の移動理事会は行わず、
6 月 27 日（木）に通常の理事会を開催する。（第 2 号議案・承認）

⑤ 財務

昨年同様、年度が始まったばかりであり何とも言えないが、

消防法施行令の一部を改正する 政令等の概要

消防庁予防課課長補佐
土屋直毅

●はじめに

平成25年3月27日、消防法施行令の一部を改正する政令(平成25年政令第88号。以下「改正令」という。)他10法令が公布された。これは、検定対象機械器具等及び自主表示対象機械器具等の品目の見直し等を行うほか、品目の見直しに伴い、各品目の技術上の規格を定める省令等の

改正又は制定等を行うものである。以下その概要について解説する。

なお、本文中に記載している関係条項については、特段の注意書きがない限り、解説している各法令により、制定又は改正された後の当該法令における条項を指す。

●消防法施行令の一部を改正する政令の概要

1. 改正の背景等

公益法人事業仕分け(平成22年5月)において、検定制度について自主検査の導入を進めるべき等の判定がなされたことを受け、「予防行政のあり方に関する検討会」において、検定制度の見直しに関する議論を行った。その結果を踏まえ、検定対象機械器具等及び自主表示対象機械器具等の品目の見直し等を行うこととした。

また、「初期消火器具等のユニバーサルデザイン化に関する調査研究会」や「予防行政のあり方に関する検討会」において、屋内消火栓設備の技術上の基準の見直しや防火対象物の用途区分の見直しについて提言がなされたことを踏まえ、所要の改正を行うこととした。

2. 改正の概要

(1)検定対象機械器具等及び自主表示対象機械器具等の品目の見直し(第37条、第41条関係)

検定対象機械器具等のうち「消防用ホース」、「結合金具」、「漏電火災警報器」を自主表示対象機械器具等に移行することとする。

また、新たに「住宅用防災警報器」を検定対象機械器具等に、「エアゾール式簡易消火具」を自主表示対象機械器具等に、それぞれ追加することとする(図1)。

(2)屋内消火栓設備の技術上の基準の見直し(第11条関係)

工場や倉庫等以外の防火対象物における屋内消火栓設備(いわゆる「2号消火栓」)について、現在の基準では、防火対象物のどの部分からも水平距離が15m以内となるよう設置することが求められている。今般、当該距離を25m以内とすることができる技術上の基準を新たに定めることとする(図2)。

(3)防火対象物の用途区分の見直し(別表第1関係)

福祉サービスの多様化により、自力避難困難な者の入居・宿泊が、当初想定していなかった種類の施設においても行われている実態を踏まえ、従来、令別表第1(6)項ハに規定されていた軽費老人ホーム等のうち、避難が困難な要介護者を主として入居・宿泊させている施設について、(6)項ロに位置づける等の改正を行うこととする。また、既定の(6)項ロ又はハと類似した事業を行う施設のうち総務省令で定めるものを、新たに(6)項ロ又はハに位置づけることとする(図3)。

(4)施行期日

(1)は平成26年4月1日、(2)は平成25年10月1

消防用機器等の「検定」制度等の見直し概要

○ 消防用機械器具等のうち、一定の形状等を有しないときは、火災発生時に必要な機能を発揮できず、その結果、国民の生命・財産に重大な支障を生ずるおそれのある品目については、「検定」又は「自主表示」の対象とし、販売規制を課している。

	検 定	自 主 表 示
根拠条文	消防法第21条の2	消防法第21条の16の2
制度の概要	- 日本消防検定協会又は登録検定機関が、規格省令に適合することを検査し、合格の表示。 - 合格表示が付されたものでなければ、販売や陳列、工事使用等は禁止。	- 製造業者自ら、規格省令に適合することを検査し、適合している旨の表示。 - 適合表示が付されたものでなければ、販売や陳列、工事使用等は禁止。
実施主体	日本消防検定協会又は登録検定機関(現在なし)	製造事業者
対象品目	消火器、閉鎖型スプリンクラーヘッド等(14品目)	動力消防ポンプ、消防用吸管(2品目)

○ 有識者等からなる「予防行政のあり方に関する検討会」において消防用機器等の認証制度全般について検討を行い、以下の事項等を法令改正事項として整理。

法改正事項(平成25年4月1日施行)

(1) 検定

○ 全数検査ではなく、抜取試験で行っている制度の現状を明確化するために、

- ① 「個別検定」の名称を「型式適合検定」に変更
- ② 型式適合検定の実施方法を明確化
- ③ リコール制度の創設及び罰則引き上げ 等

(2) 自主表示

製造業者等による規格適合確認の責任を明確化し、製品の安全性を担保するために、

- ① 規格適合に係る検査の実施義務の明確化
- ② 検査記録の作成及び保存の義務づけ
- ③ リコール命令発動のための総務大臣による立入検査権の拡充

政令改正事項(平成26年4月1日施行)

(1) 検定対象品目の見直し

- ① 消防用ホース、結合金具、漏電火災警報器の3品目を「検定」から除外(「自主表示」へ移行)
- ② 全ての住宅に設置義務化されている住宅用火災警報器を追加

(2) 自主表示対象品目の見直し

- ① 消防用ホース、結合金具、漏電火災警報器の3品目を追加
- ② 広く市場に流通する一方で破損事故等が相次いで発生しているエアゾール式簡易消火具を追加



図1 検定対象機械器具等及び自主表示対象機械器具等の品目の見直しについて

屋内消火栓設備の技術上の基準の見直し

		1号消火栓	2号消火栓	新易操作消火栓
設置場所	工場・倉庫への設置	可	不可	不可
	工場・倉庫以外への設置	可	可	可
階の各部分から1のホース接続口までの水平距離		25m以下	15m以下	25m以下
ノズルの先端における放水圧力		0.17MPa以上	0.25MPa以上	0.17MPa以上
放水量		毎分130ℓ以上	毎分60ℓ以上	毎分80ℓ以上
水源水量(20分間放出時の必要水量)		2.6㎡以上	1.2㎡以上	1.6㎡以上

図2 屋内消火栓設備の技術上の基準の見直しについて

防火対象物の用途区分の見直しについて

【現行の規定】

消防法施行令別表第一においては、防火対象物を主としてその用途により区分して掲げ、消防法上の規制が特になされるべきものを政令上取り上げる場合に、その項番号によって特定できるようにしている。

【課題】 福祉サービスの多様化に伴い、現行の別表第一6項口又はハにおける分類と、その実態とが整合しない状況が発生している。

(例) ・6項ハに分類される施設において、実態上介護を必要とする者が多数入所しているなど、利用実態が6項口の施設と変わらないものがある
 ・現行の6項口又はハに掲げられた施設と類似した事業を行っているものの、福祉行政上これらの施設として取り扱われていないものがある



【主な改正点】

○6項ハのうち、一部を6項口として位置づける。

- ・軽費老人ホームのうち、避難が困難な要介護者を主として入居させるもの
- ・小規模多機能型居宅介護を行う施設のうち、避難が困難な要介護者を主として宿泊させるもの

○6項口又はハと類似の事業を行っているものを、6項口又はハに位置づけ

- ・既定の高齢者関係施設と類似の事業を行っている施設を、それらと同様に取り扱い、6項口又はハに位置づけ
- ・一時預かり施設、家庭的保育事業を行う施設及び既定の児童福祉施設と類似の事業を行っている施設を保育所と同様に取り扱い、6項ハに位置づけ

図3 防火対象物の用途区分の見直しについて

日、(3)は平成27年4月1日にそれぞれ施行することとする。

(5)経過措置等

ア 改正令の施行前に検定合格の表示が付され、又は消防法(昭和23年法律186号。以下「法」という。)第21条の2第4項(検定対象機械器具等の販売等の制限)の規定に違反して販売され、販売の目的で陳列され、若しくはその設置、変更若しくは修理の請負に係る工事に使用された消防用ホース、結合金具又は漏電火災警報器については、検定対象機械器具等とみなして法第4章の2第1節の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)を適用することとする。(改正令附則第2条第1項関係)

イ 改正令の施行の際、現に消防用ホース、結合金具又は漏電火災警報器の総務大臣が行う型式承認に係る試験を申請し、かつ、その試験結果が通知されていない場合、既に納付済の当該試験に係る手数料は返還するものとする。(改正令附則第2条第2項関係)

ウ 住宅用防災警報器について、平成31年3月31日までの間は、検定を受けることを要しないものとし、法第21条の2第4項(検定対象機械器具等の販売等の制限)の規定は適用しないこととする。(改正令附則第3条関係)

エ エアゾール式簡易消火具について、平成29年3月31日までの間は、法第21条の16の2の規定(自主表示対象機械器具等の販売等の制限)は適用しないこととする。(改正令附則第4条関係)

オ 2(3)の改正規定の施行の際、現に存する令別表第1(6)項口及びハ並びに(16)項イに掲げる防火対象物(同表(16)項イに掲げる防火対象物にあつては、同表(6)項口又はハに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。)並びに現に新築、増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中の同表(6)項口及びハ並びに(16)項イに掲げる防火対象物において、

(ア)消火器、簡易消火用具、漏電火災警報器及

び誘導灯に係る技術上の基準については、平成28年3月31日までの間は、なお従前の例によることとし、

- (イ)屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備、消防機関へ通報する火災報知設備、非常警報設備及び避難器具に係る技術上の基準

については、平成30年3月31日までの間は、なお従前の例によることとする。(改正令附則第5条関係)

- カ 2(1)及び2(2)の改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとする。(改正令附則第6条関係)

●消防法施行規則の一部を改正する省令(平成25年総務省令第21号)の概要

改正令の施行に伴い、消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)における必要な改正を行うほか、所要の規定の整備を行うものである。なお、以下本省令を「改正規則」という。

(1)防火対象物の用途の指定(第5条関係)

改正令による福祉施設に係る用途区分の見直しに伴い、令別表第1(6)項ロ又はハに該当する施設の詳細を総務省令で定めることとしたことから、規則で以下のとおり定める。

ア (6)項ロに該当する施設の判断基準となる、「避難が困難な要介護者」に該当する要介護状態区分を要介護3から5までとし、「避難が困難な障害者等」に該当する障害支援区分を区分4から区分6までとする。

イ (6)項ロに類するものとして同項に位置づけられる施設を、避難が困難な要介護者を主として入居・宿泊させ、業として入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練又は看護若しくは療養上の管理その他の医療を提供する施設((6)項イに掲げるものを除く。)とする。

ウ (6)項ハに類するものとして同項に位置づけられる施設を、

○老人に対して、業として入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練又は看護若しくは療養上の管理その他の医療を提供する施設((6)項イ及びロに掲げるものを除く。)

○業として乳児若しくは幼児を一時的に預かる施設又は業として乳児若しくは幼児に保育を提供する施設((6)項ロに掲げるものを除く。)

とする。

(2)屋内消火栓設備等に関する基準(第11条の2、第12条、第13条の6、第18条、第22条及び第31条関係)

屋内消火栓設備の技術上の基準の見直しを行ったことに伴い、1人で操作できる屋内消火栓設備の消防用ホースの基準として保形ホースであること等を定めるほか、基準の細目に係る規定の整備を行うこととする。

(3)漏電火災警報器に関する基準(第24条の3関係)

現在2級の漏電火災警報器は存在しないことから、1級と2級の区分について見直しを行う等、実態に応じた規定の整備を行うこととする。

(4)無線通信補助設備に関する基準(第31条の2の2関係)

消防救急無線のデジタル化に伴い、無線通信補助設備を使用することができる周波数帯の見直しを行うこととする。

(5)検定対象機械器具等及び自主表示対象機械器具等(別表第2、別表第3及び別表第4関係)

検定対象機械器具等及び自主表示対象機械器具等の品目の見直しに伴い、検定対象機械器具等の型式試験の見本の数、検定対象機械器具等及び自主表示対象機械器具等の表示に係る規定の整備を行うこととする。

(6)施行期日

(1)は平成27年4月1日、(2)は平成25年10月1日、(3)から(5)までは平成26年4月1日にそれぞれ施行することとする。

(7)経過措置

ア 屋内消火栓設備等に関する技術上の基準に係る改正規定が施行した際、現に存する防火

対象物若しくはその部分若しくは現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の防火対象物若しくはその部分又は平成26年3月31日までに新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事を開始する防火対象物若しくはその部分における屋内消火栓設備等の基準の細目については、なお従前の例によることとする。(改正規則附則第2条第1項関係)

イ 漏電火災警報器に関する技術上の基準に係る改正規定が施行した際、現に存する防火対象物若しくはその部分又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の防火対象物若しくはその部分における漏電

火災警報器の基準の細目については、なお従前の例によることとする。(改正規則附則第2条第2項関係)

ウ 無線通信補助設備に関する技術上の基準に係る改正規定が施行した際、現に存する防火対象物若しくはその部分又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の防火対象物若しくはその部分における無線通信補助設備の基準の細目については、平成28年5月31日又は施行の日から起算して2年2月を超えない範囲内において消防長若しくは消防署長が定める日のいずれか早い日まで間は、なお従前の例によることとする。(改正規則附則第2条第3項関係)

●消防用ホースの技術上の規格を定める省令(平成25年総務省令第22号)について

消防用ホースを自主表示対象機械器具等へ移行させるのにあわせ、技術上の規格を新たに制定するものである。本省令は、消防用ホースの技術上の規格を定める省令(昭和43年自治省令第27号)の規定を基本とし、実態の変化を踏まえて全部改正するものであることから、当該省令に新たに追加又は削除等を行う規定について、以下記載することとする。

(1)消防用麻ホースに関する規定の削除等(第2条関係)

消防用麻ホースについて、関係規定(旧第3章)を削除することとする。また、「消防用ゴム引きホース」を一般的な名称である「平ホース」に改めることとする。

(2)消防用ホースの構造(第3条関係)

織り等のむらが無い等の異常がないことを追加するほか、所要の規定の整備を行うこととする。

(3)表示(第5条関係)

使用圧、設計破断圧等の表示を新たに追加するほか、所要の規定の整備を行うこととする。

(4)被覆及び塗装(第9条、第21条及び第36条関係)

平ホース、保形ホース及び大容量泡放水砲用ホースの被覆について、しわ等の不均一な部分がないことを追加することとする。

(5)破断試験(第13条、第25条及び第43条関係)

設計破断圧を確認するための試験を追加することとする。

(6)その他、試験方法、試験適合条件の明確化等の所要の規定の整備を行うこととする。

(7)施行期日を平成26年4月1日とする。

●消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令(平成25年総務省令第23号)について

結合金具を自主表示対象機械器具等へ移行させるのにあわせ、技術上の規格を制定するものである。本省令は、新たに制定するものではあるが、事実上、消防用ホースに使用する差込式の結合金具の技術上の規格を定める省令(平成4年自治省令第2号)及び消防用ホース又は消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技

術上の規格を定める省令(平成4年自治省令第3号)の規定を統合し、実態を踏まえた見直しを行うものであることから、これらの省令に新たに追加又は削除等を行う規定について以下記載する。

(1)表示(第6条関係)

使用圧を追加することとする。

(2)耐圧試験(第12条関係)

耐圧試験で加える圧力を使用圧の2倍に相当する内圧力とすることとする。

(3)負圧試験(第14条関係)

新たに真空度を求める数式を設けることとする。

(4)大容量泡放水砲用差込式結合金具及び大容量泡放水砲用ねじり式結合金具の表示等(第21条、第22条、第26条及び第27条関係)

大容量ホースのジャケットの劣化を防ぐため

の処置がされている大容量ホースのみを装着する大容量泡放水砲用差込式結合金具及び大容量泡放水砲用ねじり式結合金具にあっては、その旨が分かるよう表示をすることとする。また、当該結合金具については、耐圧試験で加える圧力を使用圧の1.5倍に相当する内圧力とすることとする。

(5)その他、試験方法、試験適合条件の明確化等の所要の規定の整備を行うこととする。

(6)施行期日を平成26年4月1日とする。

●漏電火災警報器に係る技術上の規格を定める省令(平成25年総務省令第24号)について

漏電火災警報器を自主表示対象機械器具等へ移行させるのにあわせ、技術上の規格を新たに制定するものである。本省令は、漏電火災警報器の技術上の規格を定める省令(昭和51年自治省令第15号)の規定を基本とし、実態を踏まえて全部改正するものであることから、当該省令に新たに追加又は削除等を行う規定について、以下記載する。

(1)遮断機構に関する規定の削除(第2条、第5条、第9条、第26条、第27条、第34条及び第36条関係)

遮断機構を有する製品は製造されておらず、今後も製造が見込まれないことから、遮断機構に関する定義及び関係規定を削除するとともに旧第30条を削除することとする。

(2)変流器の種別の簡素化及び受信機の種別の廃止(第3条、第5条、第9条、第11条、第24条、第25条及び第27条関係)

非互換性型の変流器及び受信機並びに2級受信機は製造されておらず、今後も製造が見込まれないことから、関係規定を削除することとする。

(3)一般構造(第4条関係)

部品が定格の範囲内で使用されることを追加するほか、所要の規定の整備を行うこととする。

(4)装置又は部品の構造及び機能(第5条関係)

ア 電磁継電器の接点の材質を列記することとする(第2号口関係)。

イ 電源変圧器、指示電気計器及びヒューズについて、JIS規格のうち準用していた部分を明

記することとする(第3号イ、第5号及び第6号関係)。

ウ 「表示装置」を「表示灯」とし、その基準を規定する等所要の規定の整備を行うこととする(第4号関係)。

エ スイッチについて、腐食のおそれがない材質であることを明確化することとする(第5号関係)。

(5)附属装置(第6条関係)

有害な附属装置を設けてはいけないことを追加することとする。

(6)表示(第9条関係)

自主表示対象機械器具等への変更に伴う改正等の所要の規定の整備を行うこととする。

(7)変流器の機能(第11条関係)

ア 試験回路を図示することとする(第1項関係)。

イ 公称作動電流を試験電流とすることで、試験の簡素化を図ることとする(第1項第2号関係)。

ウ 非互換性型に必要な要件を互換性型においても必要な要件とすることとする(第1項第3号関係)

(8)その他、試験方法、試験適合条件の明確化等の所要の規定の整備を行うこととする。

(9)施行期日を平成26年4月1日とする。

●住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令等の一部を改正する省令(平成25年総務省令第25号)について

住宅用防災警報器を検定対象機械器具等に追加するのにあわせ、実態の変化を踏まえて技術上の規格を改正するものである。なお、以下、本省令を「改正住宅用防災警報器規格省令」という。

(1)定温式住宅用防災警報器(第2条及び第7条の2関係)

周囲の温度により火災を感知する定温式住宅用防災警報器を住宅用防災警報器に追加し、定温式住宅用防災警報器の定義、機能等の規定の整備を行うこととする。

(2)連動型住宅用防災警報器(第2条及び第3条関係)

他の住宅用防災警報器と連動して火災を報知する連動型住宅用防災警報器について、その定義、機能等を明確化することとする。

(3)電源電圧変動試験(第5条第1号関係)

住宅用防災警報器の性能を確認するため、一定の範囲内の電圧で使用した場合に、機能に異常を生じないことを確認する電源電圧変動試験を追加することとする。

(4)消費電流測定試験(第5条第1号の2関係)

電源に電池を用いる住宅用防災警報器について、住宅用防災警報器の消費電流が設計値以下であることを確認する消費電流測定試験を追加することとする。

(5)滴下試験(第5条第3号の2関係)

配線を通じて水分が機器本体に浸入した場合でも正常に機能することを確認するため、滴下試験を追加することとする。

(6)粉塵試験(第5条第6号の2関係)

ほこり等による非火災報が発生することを防ぐため、粉塵試験を追加することとする。

(7)表示(第8条関係)

表示について所要の規定の整備を行うこととする。

(8)その他、試験方法、試験適合条件の明確化等の所要の規定の整備を行うこととする。また、火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令(昭和56年自治省令第17号)及び中継器に係る技術上の規格を定める省令(昭和56年自治省令第18号)についても、規定の整備を行うこととする。

(9)施行期日を平成26年4月1日とする。

(10)経過措置

改正住宅用防災警報器規格省令の施行の際、現に存する住宅若しくは現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の住宅又は平成31年3月31日までに新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事を開始する住宅における住宅用防災警報器に係る技術上の規格については、なお従前の例によることとする。(改正住宅用防災警報器規格省令附則第2条関係)

●エアゾール式簡易消火具の技術上の規格を定める省令(平成25年総務省令第26号)について

エアゾール式簡易消火具を自主表示対象機械器具等へ追加するのにあわせ、新たに技術上の規格を制定するものである。

(1)趣旨・定義(第1条及び第2条関係)

この省令の趣旨、用語の定義を行うこととする。

(2)構造(第3条関係)

エアゾール式簡易消火具の容積、容器の材質などの構造について定めることとする。

(3)消火性能等(第4条、第20条及び第21条関係)

エアゾール式簡易消火具は、室内のくずかご

や吸いがらなどの小規模の火災、天ぷら油の火災、ストーブの灯油の火災、自動車内に用いられるクッションの火災のうちいずれか一以上の消火が行えることが必要であることから、それぞれの火災に対する消火試験方法及び試験適合条件について定めることとする。

また、自動車に設置するための要件として、耐振動性と耐高温性が必要であることから、その試験方法及び試験適合条件について定めることとする。

さらに、通電した電気機具の火災に用いるエアゾール式簡易消火具として、放射したときに操作者が感電しないための条件を定めることとする。

(4)操作機構(第5条関係)

エアゾール式簡易消火具の操作方法及びその操作条件について定めることとする。

(5)各種試験の要件(第6条及び第8条から第11条まで関係)

エアゾール式簡易消火具に必要な耐食性、放射性能、耐圧性、気密性、耐衝撃性について、それぞれの試験方法及び試験適合条件を定めることとする。

(6)充てんガス及び消火剤の要件(第7条関係)

エアゾール式簡易消火具に充てんするガス及び消火剤の要件について定めることとする。

(7)各部品の構造及び機能(第12条から第16条ま

で関係)

エアゾール式簡易消火具に設ける部品等の構造及び機能について定めることとする。

(8)液化二酸化炭素用容器等の構造及び機能(第17条から第19条まで関係)

液化二酸化炭素を充てんした容器等の構造及び機能について定めることとする。

(9)表示(第22条関係)

名称、使用方法、使用温度範囲、放射時間等の必要な表示について定めることとする。

(10)基準の特例(第23条関係)

新たな技術開発に係るエアゾール式簡易消火具について、総務大臣が認めた場合には、総務大臣が定める技術上の規格によることができることを定めることとする。

(11)施行期日を平成26年4月1日とする。

●消防用ホースの技術上の規格を定める省令等の施行に伴う消防法施行令第30条第2項及び危険物の規制に関する政令第22条第2項の技術上の基準に関する特例を定める省令(平成25年総務省令第27号)について

令第30条第2項及び危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号。以下「危険物政令」という。)第22条第2項の規定に基づき、次に掲げる消防用ホース、結合金具又は漏電火災警報器(以下「消防用ホース等」という。)のうち、今回新たに制定されるそれぞれの規格省令(平成26年4月1日施行)の技術上の基準には適合しないものの、従来の技術上の基準には適合しているものについて、平成26年4月1日から起算して13年間は消防用設備等の基準に適合しているものとする。

①平成26年4月1日時点で、現に存する防火対象物における消防用ホース等又は現に新築等の工事中の防火対象物に係る消防用ホース等

②新たな規格省令に適合する消防用ホース等を供用できる日として総務大臣が定める日(平成29年4月1日)の前日までに新築等の工事を開始した防火対象物に係る消防用ホース等

③平成26年4月1日時点で、現に存する製造所等における消防用ホース等又は法第11条第1項の規定による許可に係る設置若しくは変更の工事中の製造所等に係る消防用ホース等

④新たな規格省令に適合する消防用ホース等を供用できる日として総務大臣が定める日(平成29年4月1日)の前日までに法第11条第1項の規定による許可に係る設置若しくは変更の工事を開始した製造所等に係る消防用ホース等

●消防用ホースの技術上の規格を定める省令等の施行に伴う消防法施行令第30条第2項及び危険物の規制に関する政令第22条第2項に規定する総務大臣が定める日を定める件(平成25年総務省告示第133号)について

令第30条第2項及び危険物政令第22条第2項の規定に基づき、今回新たに制定される消防用ホース等に係る規格省令(平成26年4月1日

施行)に適合する消防用ホース等を供用できる日として総務大臣が定める日を平成29年4月1日とする。

●屋内消火栓設備の屋内消火栓等の基準(平成25年消防庁告示第2号)について

改正令により屋内消火栓設備の技術上の基準が見直されること等に伴い、屋内消火栓設備の屋内消火栓等の基準を定めるものである。本告示は、屋内消火栓設備の屋内消火栓等の基準(平成13年消防庁告示第36号)の規定を基本としたものであることから、当該告示に新たに追加又は削除等を行う規定について以下記載する。なお、本告示を以下「屋内消火栓等基準告示」という。

(1)趣旨・用語の意義(第1及び第2関係)

屋内消火栓設備の技術上の基準の見直しを行ったことに伴い、1人で操作できる屋内消火栓設備の消防用ホースの基準等について規定することから、趣旨及び用語の意義についても必要な事項を規定することとする。

(2)放水用設備の構造及び機能(第3関係)

簡易操作型放水用設備の操作性など放水用設備の構造及び機能については、これまで運用の中で確認を行っていたが、その基準について明確化を図ることとする。

(3)消火栓弁の構造及び機能(第4関係)

消火栓弁の使用時に、減圧装置が腐食しその機能を損なわないような材料とするとともに、流水により変形・破損等が生じない構造とすることを規定し、自動式開閉弁の構造及び機能についても明確化を図ることとする。

(4)消防用ホース及び消防用ホース用結合金具の構造及び機能(第11関係)

消防用ホースと結合金具が、強度不足により抜け落ちた事例等を踏まえ、消防用ホースと消防用ホース用結合金具の装着部の強度や耐圧性能等について規定することとする。

(5)ノズルの構造及び機能(第12関係)

ノズルの構造及び機能については、これまで運用の中で確認を行っていたが、その基準について明確化を図ることとする。

(6)表示(第13関係)

表示について所要の規定の整備を行うこととする。

(7)施行期日を平成25年10月1日とする。

(8)屋内消火栓等基準告示施行の際、現に存する防火対象物若しくはその部分若しくは現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の防火対象物若しくはその部分又は平成26年3月31日までに新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事を開始する防火対象物若しくはその部分における屋内消火栓設備の屋内消火栓及び放水に必要な器具、スプリンクラー設備の補助散水栓及び放水に必要な器具、泡消火設備の消防用ホース、屋外消火栓設備の放水用器具並びに連結送水管の放水口及び放水用器具に係る技術上の基準については、なお従前の例によることとする。(屋内消火栓等基準告示附則第3項関係)

●エアゾール式簡易消火具に関する件を廃止する件(平成25年消防庁告示第3号)について

エアゾール式簡易消火具の技術上の規格を定める省令の制定に伴い、エアゾール式簡易消火

具に関する件(昭和57年消防庁告示第6号)を廃止することとする。

●おわりに

今回公布した法令の施行及び運用については、「消防法施行令の一部を改正する政令等の公布について」(平成25年3月27日付け消防予第120号、消防危第46号 消防庁次長通知)及び消防法施行令の一部を改正する政令等の運用について」

(平成25年3月27日付け消防予第121号予防課長通知)を地方公共団体あてに通知したところである。今後も、改正法令等の円滑な施行に向け、必要な情報提供等を行っていく予定である。

事務局だより

◎組合の主な予定

6月21日 青年部通常総会

◎組合員情報

代表者交替 八洲防災設備（株）

旧 平山 憲男

新 高橋 幹夫

（株）近畿ヤマト商会

旧 岩崎 俊輔

新 服部 友哉

◎共済制度について

●消防設備保守・点検・設置工事等の賠償責任保険：

三井住友海上火災保険株式会社（代理店・株式会社サンリビング）と提携しています。請負業者賠償責任保険・生産物（完成工事）賠償責任保険・受託者賠償責任保険がセットになった総合型の保険です。

●自動車共済制度：

関東自動車共済共同組合と提携しています。

●団体傷害補償制度：

三井住友海上火災保険株式会社（代理店・株式会社サンリビング）と提携しています。

◎ご注文は今後も FAX でお願ひします。

組合員の皆様には、いつも FAX でご注文をいただき誠にありがとうございます。ご注文の商品名・数量等間違いのない納品をさせて頂くために、ご注文は今後とも FAX でお願いいたします。